

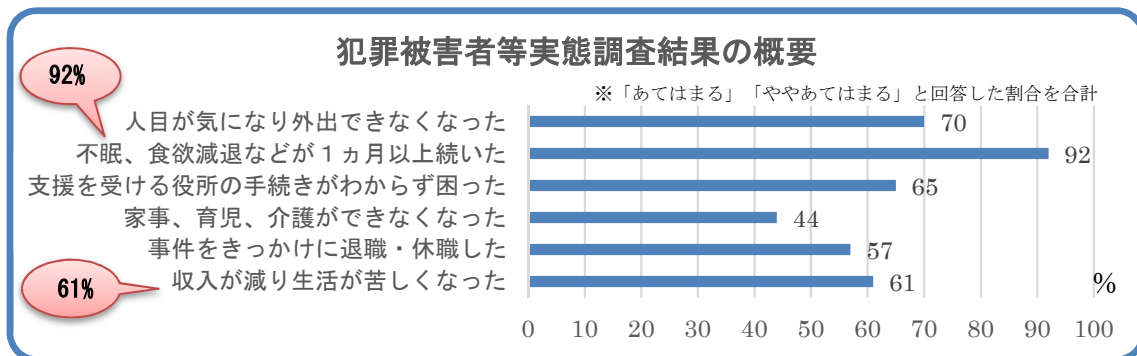
三重県における犯罪被害者等支援の取組

1. 三重県犯罪被害者等支援条例の制定

当県では、これまで国の「犯罪被害者等基本法」並びに「犯罪被害者等基本計画」に基づき各種事業を展開するとともに、当県が策定した安全安心まちづくりに係る個別計画「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム」において、重点テーマの1つに、犯罪被害者等支援を位置づけ、犯罪被害者等支援施策の取組強化を図ってきました。

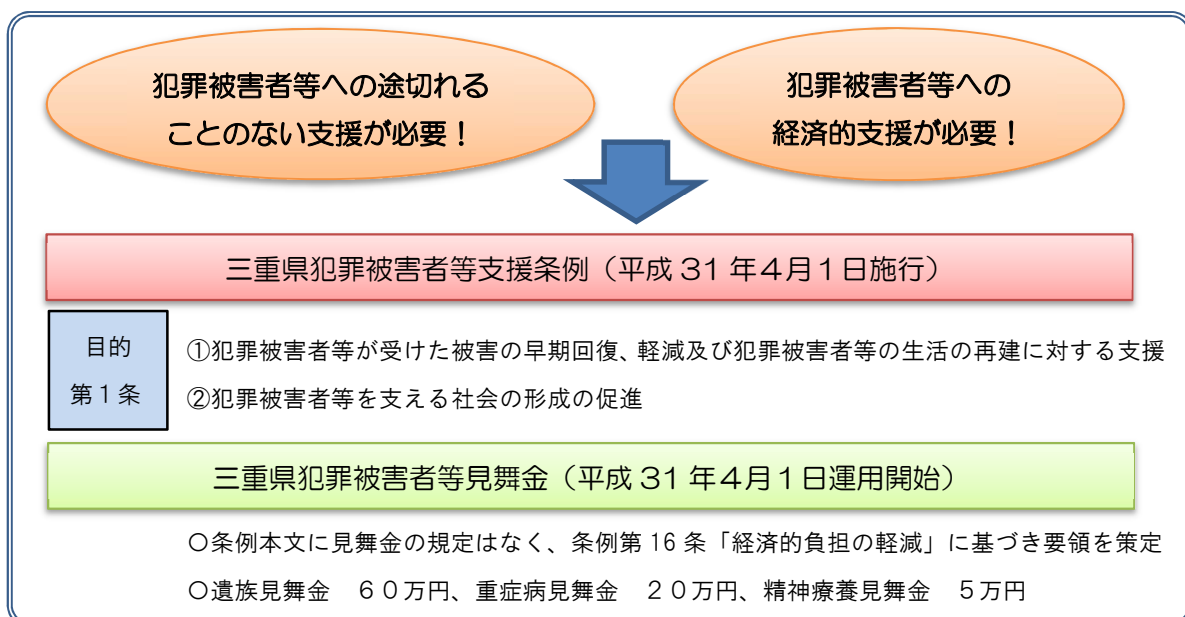
そのような中、平成 30 年 6 月、犯罪被害者遺族から知事あてに「遺族の置かれている状況について切実な思いと支援を望む」内容の手紙が送られ、その後、県が犯罪被害者等を対象に実施したアンケート調査で「生活面」「経済面」「人間関係」「心身」に関して様々な問題に直面している状況が判明しました。

三重県犯罪被害者等支援条例(仮称)制定にあたっての犯罪被害者等実態調査 (三重県)



犯罪被害者遺族からの手紙やアンケート調査の結果等を踏まえ、犯罪被害者等が抱える課題を解決し、途切れることのない支援を提供するため、「三重県犯罪被害者等支援条例」を制定（平成 31 年 4 月 1 日施行）しました。

また、条例の施行と同時に犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため「三重県犯罪被害者等見舞金」を創設しました。



2. 三重県犯罪被害者等支援条例の特色

(1) 検討体制

外部有識者、関係機関、県民代表からなる「三重県犯罪被害者等支援条例（仮称）検討懇話会」を設置（合計4回開催）するとともに、既存の庁内連絡会議及び市町担当者会議での検討やパブリックコメントの実施により、多様な主体から広く意見を聴取しました。

○三重県犯罪被害者等条例（仮称）検討懇話会名簿

分野	所属団体・役職・氏名	備考
外部有識者	三重大学 名誉教授 上野 達彦	副会長
	鈴鹿大学・鈴鹿大学短期大学部 教授 仲 律子	
被害者遺族	鷺見 三重子	
犯罪被害者等支援 関係機関・団体	三重弁護士会被害者支援委員長 委員長 片山 眞洋	会長
	日本司法支援センター三重地方事務所 事務局長 滝口 健二	

※オブザーバー：警察本部警務部広聴広報課、（公社）みえ犯罪被害者総合支援センター

※事務局：三重県環境生活部くらし・交通安全課

(2) 特徴的な規定について

条例の検討にあたっては、社会情勢や国や先行する都道府県市区町村の取組のほか、犯罪被害者遺族からの手紙やアンケート調査結果、県内のこれまでの取組等を踏まえて検討を行うことで当県の情勢に合った条例となるよう留意しました。

○三重県犯罪被害者等支援条例における特徴的な規定

「再被害」

・第2条「定義」において「**再被害**」を規定し、第19条「安全の確保」においても二次被害防止とともに「再被害の防止」を規定



「被害の潜在化防止」

・第8条「総合的な支援体制の整備」において、再被害及び二次被害の防止とともに「**被害の潜在化の防止**」にも留意することを規定

「犯罪被害を考える週間」

・第22条「県民の理解の促進」において、「**犯罪被害を考える週間**」（11月25日から12月1日）を規定



「二次被害防止のための教育」

・第23条「学校における教育の促進」において、犯罪被害者等の状況、支援の必要性についての理解の促進とともに「**二次被害を防止するための教育**」の促進を規定

3. 三重県犯罪被害者等見舞金

犯罪被害者等は、特に被害直後において、経済的困窮に陥るケースが多いが、公的な給付制度は給付まで一定の期間を要することから、被害からできるだけ早期に、県内のどこにお住いでも給付が受けられるよう、県で見舞金制度を創設しました。

遺族見舞金

60万

◎給付を受けられる人

亡くなられた犯罪被害者の第1順位遺族

◎給付を受けられる遺族の範囲と順位

- 1 ①配偶者（事実上婚姻関係を同様の事情にあった人を含む。）
- 2 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の②子
③父母④孫⑤祖父母⑥兄弟姉妹
- 3 2に該当しない犯罪被害者の⑦子⑧父母⑨孫⑩祖父母⑪兄弟姉妹

※○内数字は、給付を受けられる遺族の順位です。

重傷病見舞金

20万

◎給付を受けられる人

犯罪行為によって、重傷病（療養の期間が1か月以上で、かつ、通算3日以上入院を要すると医師に診断されたもの）を負った犯罪被害者本人。

精神療養見舞金

5万円

◎給付を受けられる人

殺人未遂罪、強制わいせつ罪、強制性交等罪、強盗罪等の犯罪行為によって、精神疾患（療養の期間が3か月以上で、かつ、通算3日以上労務に服することができないと医師に診断されたもの）を負った犯罪被害者本人。

積算根拠

平成31年度予算8,000千円

遺族見舞金…県内中核市の生活保護費のうちの生活扶助基準の平均月額（15万円）×遺族基礎年金等公的な補助金の給付までの標準期間（4か月分）＝60万円

重傷病見舞金…上記生活保護費平均月額（15万円）×国の犯罪被害給付制度における重傷病給付の仮給付決定までに要した期間（最短1.5か月）＝20万円

精神療養見舞金…カウンセリング費用（1回1万円）×当県や他の自治体におけるカウンセリング利用回数の平均値（5回）＝5万円

積算件数…遺族見舞金 60万円×5件＝300万円

重傷病見舞金 20万円×20件＝400万円

精神療養見舞金 5万円×20件＝100万円 合計 800万円

※遺族見舞金・重傷病見舞金は、県内の対象犯罪発生件数等を参考に算出

※精神療養見舞金は、早期援助団体における心理相談件数等を参考に算出

4. その他の取組（平成31年度予算 10,613千円【見舞金を含む】）

当県では、「三重県犯罪被害者等見舞金」のほか、犯罪被害者等が県内のどこに住んでいても必要な支援が途切れることなく提供されるよう、市町の窓口機能の強化、関係機関・団体との連携強化及び支援従事者の育成を実施するとともに、二次被害を防止するため、県民等の犯罪被害者等に対する理解を深めるための取組を進めています。

(1) 三重県犯罪被害者等見舞金受付支援及びコーディネート業務

【早期援助団体への委託業務（1,518千円）】

- ・見舞金にかかる相談対応や直接申請することができない犯罪被害者等の補助（同行支援等）業務
- ・専門的な知識を有する「コーディネーター」を配置し、市町の体制強化や関係機関・団体との連携強化を図る中での助言等の働きかけ、支援従事者の育成等を実施

(2) 県民等への理解の促進

- ・条例の普及啓発用パンフレット及び啓発用ハンカチの作成
- ・「三重県犯罪被害者等支援条例制定記念フォーラム」の開催
- ・事業者、医療従事者等を対象とした出前講座の実施



(3) 市町における取組の支援

- ・市町、関係機関・団体職員参加による研修会の開催
- ・各市町窓口の明示のためのミニのぼり旗の作成・配付
- ・各市町窓口で犯罪被害者等に配布用の相談機関一覧表（見本）の作成・提供



(4) 三重県犯罪被害者等支援推進計画の策定（令和元年12月策定）

- ・推進計画の策定・検証のための有識者等会議である「三重県犯罪被害者等支援施策推進協議会」の設置・開催

推進計画の特色

- ①市町との連携強化
- ②数値目標の設定
 - ・犯罪被害者等支援施策集作成市町数
 - ・（公社）みえ犯罪被害者総合支援センターの認知度
 - ・みえ性暴力被害者支援センターよりこの認知度

